

指定管理者が決まりました！

町が所有している社会体育施設などに4月から指定管理者制度を導入しました。それぞれの施設の指定管理者を紹介します。（指定期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までです。）

指定管理者の概要

昭和46年設立。長年にわたって培ってきた技術と信頼をもとに、これまでに様々な物件に適した環境管理を提供。ビルメンテナンスを通じ快適な環境づくりに努めています。主な管理施設は米子コンベンションセンターなど。グループ企業は、皆生温泉OULAND（おーゆ・ランド）など。

指定管理者からのメッセージ

地域の住民の皆様をはじめ、誰もが平等に施設を利用できる仕組みを確立し、分かりやすく、安全に施設を利用できるように、施設利用促進の開発に最大限の努力を惜しみません。

よりよい環境、よりよい施設として、より皆様方に親しまれる場所としての活動に皆生温泉土地株式会社は新しい価値を創造するべく全力を挙げてチャレンジし、皆様方のご期待にお応えしてまいります。



写真：大山町中山温泉館・生活想像館

大山町中山温泉館・生活想像館 及び大山町立ふるさとフォーラム ながやま文教の森四季彩園

指定管理者

皆生温泉土地株式会社
代表取締役 松本 忠男
米子市皆生温泉1丁目18番1号

大山町名和地域 休養施設

指定管理者

御来屋賑港株式会社
代表取締役 金田 敏彦
大山町御来屋82-1



写真：大山町名和地域休養施設（山香荘）

指定管理者の概要

昨年8月に、御来屋地区の漁業関係者や町の商工会員などが、県内2位の水揚げを誇る御来屋漁港の海産物を生かした町おこしを目的に設立。県外からのツアー客に漁師料理を提供しています。

指定管理者からのメッセージ

山香荘の指定管理を任せられることにあたり、町特産の海産物と農産物を使った料理を2本の柱として提供し、町内外の皆様に味わっていただきたいと思えます。研修に、合宿に、宴会に町民の皆さまも大いにご利用ください。医食同源。健康は口から。イベントもいろいろ考えています。山香荘の今後にご期待ください。

◆施設の利用の申し込み先

大山町名和地域休養施設
☎0859・54・2211

用語メモ

指定管理者制度

自治体が設置した公共施設を、民間企業や団体等を指定して管理・運営を委託する制度。利用者の利便性の向上、地方公共団体の負担の削減などが目的。